

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○平成十七年宮城県告示第五百九十四号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示)の一部改正 (情報政策課)	一
○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 (循環型社会推進課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	二
○特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課)	二
○保安林の指定の解除の予定(四件) (森林整備課)	三
○建設業許可の取消し(二件) (事業管理課)	四
○道路の区域変更(四件) (道路課)	五
○道路の供用開始(三件) (同)	六
○河川区域の指定 (河川課)	六
○河川予定地の廃止 (同)	六
○土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	七
○港湾計画の変更の概要 (港湾課)	七
○港湾隣接地域の指定及び変更(三件) (同)	八
○都市計画事業の認可(二件) (都市計画課)	一三
○都市計画事業の事業計画変更の認可(六件) (同)	一四
○土地区画整理組合の設立の認可 (同)	一六
○市街地再開発組合の設立の認可 (同)	一六
○市街地再開発事業の施行の認可 (同)	一六
○都市計画事業の事業計画変更の認可(八件) (下水道課)	一七

ページ

○就学支援金に関する事務の委託(二件)
公 告
(教育庁高校教育課)

○開発行為に関する工事の完了(二件)
企 業 局
(建築宅地課)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定
教 育 委 員 会

○指定管理者の指定
監 査 委 員 会

○定期監査の結果の公表
公 安 委 員 会

○財政的援助団体等の監査結果の公表
雑 報

○風俗営業許可の取消し
雑 報

○有料道路の料金変更及び徴収期間の公告
雑 報

告 示

○宮城県告示第二百六十七号

平成十七年宮城県告示第五百九十四号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月二十一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 一 中「使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)附則第十九条の規定によりなおその効力を有するとされる同法附則第十八条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第三十三条第一項において準用する場合を含む。」を削り、一中35を37とし、23から34までを二ずつ繰り下げ、21を24とし、20を23とし、19を21とし、18の次に次の二を加える。

19 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十二条第九項及び第十項、第十二条の第二第十項及び第十一項並びに第十二条の三第七項

20 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十三年宮城県規則第七号)第六条の二

○宮城県告示第二百六十八号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の二の六第一項の

規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
 なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 宮城県森林組合連合会
 - 2 所在地 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号
 - 3 代表者の氏名 代表取締役 齋藤 司
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 宮城県黒川郡大和町落合松坂字銅山三十六番十七
- 三 新設又は変更の別
 変更
- 四 産業廃棄物処理施設の種類
 木くずの破砕施設
- 五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 木くず
- 六 申請年月日
 平成二十六年三月十日
- 七 縦覧場所等
 - 1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
 - 2 縦覧期間 平成二十六年三月二十八日から平成二十六年四月二十八日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）
- 八 意見書の提出期限等
 - 1 提出期限 平成二十六年五月十四日
 - 2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
 - 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第二百六十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一一二〇〇二九八	事業所の名称及び所在地	バルめぐみ 登米市迫町佐沼字江合三丁目十六番地二	指定障害福祉サービスの種類	生活介護	設置者名	社会福祉法人 恵泉会	指定年月日	平成二十六年 四月一日
-------	------------	-------------	-----------------------------	---------------	------	------	---------------	-------	----------------

○宮城県告示第二百七十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十六年 五月十五日	大崎市 三本木	午前十時三十分から 午後三時まで	三本木野球場
同 五月十六日	大崎市 田尻	午前十時三十分から 午後三時まで	田尻老人福祉センター
同 五月十九日	大崎市 松山	午前十時三十分から 午後三時まで	松山公民館
同 五月二十日	大崎市 鹿島台	午前十時三十分から 午後三時まで	鎌田記念ホール
同 五月二十一日	大崎市 岩出山	午前十時三十分から 午後三時まで	岩出山総合支所車庫
同 五月二十二日	大崎市 岩出山	午前十一時から 午後三時まで	岩出山総合支所車庫
同 五月二十六日	大崎市 鳴子	午前十一時から 午後四時まで	鳴子公民館
同 五月二十七日	大崎市 鳴子	午前九時から 午後二時まで	鳴子公民館

五月二十八日	同	大崎市	古川(長岡・富永・宮沢・薄穂)	午前十時三十分から午後三時まで	長岡地区公民館
五月二十九日	同	大崎市	古川(西古川・志田・東大崎・高倉)	午前十時三十分から午後三時まで	西古川地区公民館
六月二日	同	大崎市	古川(敷玉・全域)	午前十時三十分から午後三時まで	古川保健福祉プラザ(Fプラザ)
六月三日	同	大崎市	古川(全域)	午前十時三十分から午後三時まで	古川保健福祉プラザ(Fプラザ)
六月四日	同	大崎市	古川(全域)	午前十時三十分から午後三時まで	古川保健福祉プラザ(Fプラザ)
六月九日	同	加美町	宮崎	午前十時三十分から正午まで	加美町役場宮崎支所
六月九日	同	加美町	小野田	午後一時三十分から午後三時まで	加美町小野田コミュニティセンター
六月十日	同	加美町	中新田	午前十時三十分から午後二時三十分まで	加美町中新田公民館

○宮城県告示第二百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

仙台市太白区向山三丁目一の一八から一一の二一まで、一一の三四、一一の三六、一一の三九、一一の四二から一一の五〇まで、一一の五五、一一の五六、一一の六〇から一一の六二まで、一一の六から一一の一四まで、一一の一七から一一の二〇まで、一一の二二、一一の二四、一一の二六、一一の二九

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第二百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

岩沼市下野郷字浜二四三の七〇(国有林)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

○宮城県告示第二百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

岩沼市寺島字川向四五の七七から四五の七九まで(以上三筆国有林)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

○宮城県告示第二百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

巨理郡山元町坂元字浜一の一〇三、一の一〇四(以上二筆国有林)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

巨理郡山元町坂元字浜一の一〇一、一の一〇二(以上二筆国有林)

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

三 解除予定保安林の所在場所

巨理郡山元町坂元字浜一の一〇一から一の一〇四まで(以上四筆国有林)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

○宮城県告示第二百七十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十六年三月二十八日

一 許可を取り消した年月日

平成二十六年三月二十日

二 商号又は名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

株式会社阿部隆 工務店	仙台市青葉区桜ヶ丘四 丁目二十五丁十四	一般一 一万三千七	全部廃業 一般建設業	平成二十六年 二月二十四日
仲和興業株式会 社 笠原 亨	仙台市宮城野区日の出 町二丁目四十八	特一二十三 七号 第三百六十	一部建設業 特定建設業 建築工事業 大工工事業 左官工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	平成二十六年 二月二十一日
商号又は名称及 び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建 設 可 業 番 号	申請区分及び許可 業の種類	受 付 年 月 日

阿部 耕造

株式会社若生商
店
白井 壯太郎

百十二号

建築工事業

平成二十六年
二月二十一日

気仙沼市赤岩石兜百二
十三丁二

一般一
一万四千二
百六十九号

一部建設業
建築工事業

平成二十六年
二月二十日

株式会社S D S
笠原 美保子

仙台市泉区向陽台五丁
目二丁十一

一般一
一万七千七
百七十八号

一部建設業
建築工事業
内装仕上工事業

平成二十六年
二月二十八日

三共ライズジャ
パン株式会社
三上 真吾

仙台市若林区六丁の目
中町三十一丁五

一般一
一万八千四
百四十号

一部建設業
一般建設業
防水工事業

平成二十六年
二月二十八日

環境ライフクリ
エイト株式会社
庄子 弘宣

名取市高館熊野堂字棟
沢七十五

一般一
一万九千七
百十六号

全部建設業
一般建設業
土木工事業
とび・土工事業
石工事業
鋼構造物工事業
ほ装工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

平成二十六年
二月十八日

タカハシ建設工
業
高橋 俊光

気仙沼市岩月寺沢百四
十六

一般一
一万九千二
百七十二号

全部建設業
建築工事業
大工工事業
屋根工事業
タイル・れんが・
ブロック工事業
鋼構造物工事業
内装仕上工事業

平成二十六年
二月二十六日

東日本クレイン
工業株式会社
外園 勝藏

岩沼市空港南一丁目一
四

一般一
一万九千五
百五十七号

一部建設業
土木工事業

平成二十六年
二月二十一日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第二百七十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十六年三月二十八日

一 許可を取り消した年月日

平成二十六年三月十四日

二 被処分者の商号又は名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

阿部 耕造	株式会社若生商 店 白井 壯太郎	百十二号	建築工事業	平成二十六年 二月二十一日
株式会社S D S 笠原 美保子	仙台市泉区向陽台五丁 目二丁十一	一般一 一万七千七 百七十八号	一部建設業 建築工事業 内装仕上工事業	平成二十六年 二月二十日
三共ライズジャ パン株式会社 三上 真吾	仙台市若林区六丁の目 中町三十一丁五	一般一 一万八千四 百四十号	一部建設業 一般建設業 防水工事業	平成二十六年 二月二十八日
環境ライフクリ エイト株式会社 庄子 弘宣	名取市高館熊野堂字棟 沢七十五	一般一 一万九千七 百十六号	全部建設業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十六年 二月十八日
タカハシ建設工 業 高橋 俊光	気仙沼市岩月寺沢百四 十六	一般一 一万九千二 百七十二号	全部建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	平成二十六年 二月二十六日
東日本クレイン 工業株式会社 外園 勝藏	岩沼市空港南一丁目一 四	一般一 一万九千五 百五十七号	一部建設業 土木工事業	平成二十六年 二月二十一日

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社寿豊 渡部 賢太	主たる営業所の所在地 石巻市蛇田字開門三十番地一	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
三陽株式会社 伊藤 雄二	仙台市青葉区芋沢字小坂南五十七番地四十	般一二十四 第一万九千三百十一号
		般一二十四 第一万四千七百二二号

三 処分の内容

1 処分

一般建設業許可の取消し

2 取消範囲

建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実

被処分者の営業所の所在地を確認できず、平成二十六年二月七日付け宮城県告示第百号で告示したが、同日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかった。

○宮城県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 一一三号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伊具郡丸森町字町東七七番一地从先から 同郡同町字神明七七番一地从先まで		前	八・一 三三・九	一、〇五六・五
後				

○宮城県告示第百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三四九号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伊具郡丸森町館矢間館山字塚合一〇番地先 から 同郡同町館矢間館山字直州一〇一番地先まで		前	八・五 八・五	二〇〇・一 二〇〇・一
後			八・五 二五・五	二〇〇・一

○宮城県告示第百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 河南築館線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
栗原市瀬峰横森前二四番二五地从先から 同市瀬峰横森前二四番二五地从先まで		前	一〇・五 一四・一	三三三・二 三三三・二
後			一一・〇 一四・五	三三三・二

○宮城県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 石巻鮎川線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市月浦字月浦六五番一地从先から 同市侍浜字西山六番一地从先まで		前	後	二一・八 三一・〇	七五・八
				一七・六 二一・二	七五・八

○宮城県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南築館線	栗原市瀬峰横森前二四番五地从先から 同市瀬峰清水沢六一番三地从先まで	平成二十六年 三月二十八日

○宮城県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南築館線	登米市迫町新田字上葉木沢一番三地从先から 栗原市築館字太田熊狩三〇番五地从先まで	平成二十六年 三月二十八日

○宮城県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	涌谷津山線	登米市豊里町新切津八六番地先から 同市豊里町浦三〇七番地先まで	平成二十六年 三月二十九日 午後四時

○宮城県告示第百八十四号

北上川水系に係る一級河川長沼川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所に備えて縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域（図面省略）

○宮城県告示第百八十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条第三項の規定により、平成二十三年宮城県告示第百四十六号で指定した次の河川予定地を廃止する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所に備えて縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の一の区間に係る二の大字の区域内の土地のうち、別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地（河川区域内の土地を除く。）（図面省略）

一 区間

- 起点 左岸 登米市迫町新田字下対馬百九十五番地先
- 右岸 登米市迫町新田字対馬六十三番二地先
- 終点 左岸 栗原市若柳字川南新砂原二百四十八番地先
- 右岸 栗原市若柳字川南新砂原二百五十番地先

二 大字

登米市迫町新田及び北方並びに栗原市若柳字川南

○宮城県告示第二百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
将監の6	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区将監十丁目（次の図のとおり）	宮城県仙台土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百八十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三條の三第九項の規定により、仙台塩釜港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 港湾計画の変更の概要

1 臨港交通施設計画

新たに追加する施設

港区名	地区名	名称	起点	終点	車線数
仙 台	中野	臨港道路埠頭八号線	臨港道路埠頭五号線	臨港道路埠頭七号線	二

2 港湾環境整備施設計画

変更する施設

港区名	地区名	変更計画		既定計画	
		種別	面積（ヘクタール）	種別	面積（ヘクタール）
仙 台	中野	緑地	一〇	緑地	一一

3 土地利用計画

変更する土地利用計画

仙 台	港区名	地区名	変更計画		既定計画	
			用途	面積（ヘクタール）	用途	面積（ヘクタール）
中野南	中野	埠頭工業用地	埠頭工業用地	一八七	埠頭工業用地	一八七
			交通機能用地	二〇五	交通機能用地	二〇五
中野	中野	埠頭工業用地	埠頭工業用地	一六二	埠頭工業用地	一六二
			交通機能用地	二〇四	交通機能用地	二〇四
中野	中野	埠頭工業用地	埠頭工業用地	一六二	埠頭工業用地	一六二
			交通機能用地	二〇四	交通機能用地	二〇四

4 港湾施設の利用

物資補給等のための施設

（注）端数処理のため、内訳の和は、必ずしも合計とはならない。

港区名	地区名	種別	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）
仙 台	中野	埠頭工業用地	一八七	一	一八七
仙 台	中野	交通機能用地	二〇五	一	二〇五

(二) 廃止する施設

仙 台	中野南	岸壁 (公共)	七・五	一	一一〇
港 区 名	地 区 名	種 別	水深(メートル)	バース数	延 長(メートル)
仙 台	中野南	(岸壁 専用)	七・五	一	一一〇

二 変更後の港湾計画の縦覧場所

宮城県土木部港湾課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号)

宮城県仙台塩釜港湾事務所(仙台市宮城野区港三丁目一番三号)

○宮城県告示第二百八十八号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の二第一項の規定により昭和五十二年宮城県告示第百十七号で指定した仙台市中野字高松地内、仙台市中野字堂崎地内及び仙台市港一丁目地内に係る港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 変更年月日

平成二十六年三月二十八日

二 変更後の区域

1 仙台市中野高松地内

(一) 地域の表示

基点〇と基点一を結んだ線、基点一から水際線に沿って基点二を結んだ線、基点二から基点一六まで順次結んだ線及び基点一六と基点〇を結んだ線により囲まれた区域

(二) 基点の表示

- 基準点 多賀城市大代一丁目地内(北緯三八度一七分〇二秒三二九七、東経一四一度〇二分五六秒三八八二)
- 基点〇 基準点から一六三度四八分一七秒一五〇メートルの地点
- 基点一 基点〇から一五一度一三分一四秒四一メートルの地点
- 基点二 基点一から二三六度三三分五五秒二、〇七〇メートルの地点
- 基点三 基点二から六度〇八分三八秒一一メートルの地点

2

(一) 地域の表示

基点〇と基点一を結んだ線、基点一から水際線に沿って基点二を結んだ線、基点二から基点一六まで順次結んだ線及び基点一六と基点〇を結んだ線により囲まれた区域

(二) 基点の表示

- 基準点 多賀城市大代一丁目地内(北緯三八度一七分〇二秒三二九七、東経一四一度〇二分五六秒三八八二)
- 基点〇 基準点から二四一度五九分二一秒二、三六四メートルの地点
- 基点一 基点〇から一八六度〇七分二七秒一〇〇メートルの地点
- 基点二 基点一から二六九度五一分二二秒八二三メートルの地点
- 基点三 基点二から九三度四六分一六秒五二メートルの地点
- 基点四 基点三から六度〇四分〇七秒一六メートルの地点
- 基点五 基点四から九六度〇四分〇七秒三八メートルの地点
- 基点六 基点五から六度〇七分〇三秒七〇メートルの地点
- 基点七 基点六から九六度〇四分二五秒三三メートルの地点
- 基点八 基点七から四六度〇二分一四秒一六メートルの地点
- 基点九 基点八から一六度〇四分一七秒五三メートルの地点
- 基点一〇 基点九から一〇四度三七分一四秒一九五メートルの地点

- 基点一〇 基点一〇から一五度二九分一六秒一一メートルの地点
- 基点一一 基点一一から一〇五度三〇分〇〇秒一五メートルの地点
- 基点一二 基点一二から五五度二〇分四〇秒二七メートルの地点
- 基点一三 基点一三から一〇四度四七分五三秒二二五メートルの地点
- 基点一四 基点一四から六度〇七分二七秒五七メートルの地点
- 基点一五 基点一五から一〇五度一九分二五秒九メートルの地点
- 基点一六 基点一六から一〇五度一九分二五秒九メートルの地点

3 仙台市港二丁目地内

(一) 地域の表示
基点〇から基点九まで順次結んだ線、基点九から水際線に沿って基点〇を結んだ線により囲まれた区域

(二) 基点の表示

- 基準点 多賀城市大代二丁目地内（北緯三八度一七分〇二秒三三九七、東経一四一度〇二分五六秒三八八二）
- 基点〇 基準点から一四度三五分〇五秒一、八八五メートルの地点
- 基点一 基点〇から一八六度一〇分二九秒六四メートルの地点
- 基点二 基点一から二七六度〇九分五〇秒六七七メートルの地点
- 基点三 基点二から一八六度〇六分一六秒三六メートルの地点
- 基点四 基点三から二七五度三七分四三秒二四メートルの地点
- 基点五 基点四から六度〇六分一六秒三六メートルの地点
- 基点六 基点五から二七六度〇四分一九秒一、八五五メートルの地点
- 基点七 基点六から五度四五分〇〇秒四〇八メートルの地点
- 基点八 基点七から九三度四六分一六秒九メートルの地点
- 基点九 基点八から九三度四六分一六秒五二メートルの地点

○宮城県告示第二百八十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第一項の規定により、仙台塩釜港（塩釜港区）塩竈市越ノ浦地区に係る港湾隣接地域を次のとおり指定する。また、平成十七年宮城県告示第百五十二号で指定した仙台塩釜港（塩釜港区）塩竈市海岸通・港町地区に係る港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成二十六年三月二十八日

一 指定及び変更年月日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十六年三月二十八日

二 指定及び変更後の区域

1 塩竈市越ノ浦地区

(一) 地域の表示

基点一から基点四まで順次結んだ線及び基点四から水際線に沿って基点一を結んだ線により囲まれた区域

(二) 基点の表示

- 基準点 宮城県利府町赤沼字中倉の三級基準点三一―一（北緯三八度二〇分二四秒一、東経一四一度〇二分一一秒七）
- 基点一 基準点から一五三度四五分三七秒六七・四一メートルの地点
- 基点二 基点一から一六三度三〇分〇六秒三・五八メートルの地点
- 基点三 基点二から二五三度三〇分〇六秒五・〇〇メートルの地点
- 基点四 基点三から三四三度三〇分〇六秒四・二一メートルの地点

2 塩竈市海岸通・港町地区

(一) 地域の表示

基点一から水際線に沿って基点二五を結んだ線、基点二五から基点三五まで順次結んだ線及び基点三五と基点一を結んだ線により囲まれた区域、基点二から基点一五まで順次結んだ線及び基点一五から水際線に沿って基点二を結んだ線により囲まれた区域、基点一六と基点一七を結んだ線及び基点一七から水際線に沿って基点一六を結んだ線により囲まれた区域、基点一八と基点一九を結んだ線及び基点一九から水際線に沿って基点一八を結んだ線により囲まれた区域並びに基点二〇から基点二四まで順次結んだ線及び基点二四から水際線に沿って基点二〇を結んだ線により囲まれた区域

(二) 基点の表示

- 基点一 塩竈市港町一丁目七四番の南東角の地点（北緯三八度一九分〇四秒、東経一四一度〇二分〇六秒）
- 基点二 基点一から三三六度二一分一三九秒六六六・七九メートルの地点
- 基点三 基点二から二七五度五〇分一三秒二〇・〇〇メートルの地点
- 基点四 基点三から一八五度三六分一六秒一三・一九メートルの地点
- 基点五 基点四から二四一度二三分五二秒一〇五・九四メートルの地点
- 基点六 基点五から二三九度〇一分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点七 基点六から二三四度一五分二秒一七・四〇メートルの地点

- 基点八 基点七から二二九度二九分四二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点九 基点八から二二四度四四分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点一〇 基点九から二二〇度〇〇分〇六秒一七・一九メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から二二五度一七分五四秒一七・一九メートルの地点
- 基点一二 基点一一から二二〇度三五分四一秒一七・一九メートルの地点
- 基点一三 基点一二から二〇五度五三分二九秒一七・一九メートルの地点
- 基点一四 基点一三から二〇九度〇〇分三八秒一七・五四メートルの地点
- 基点一五 基点一四から二一九度五七分〇九秒一七・五四メートルの地点
- 基点一六 基点一五から二三九度三七分〇七秒一七・一〇メートルの地点
- 基点一七 基点一六から二四七度一八分二八秒四九・九七メートルの地点
- 基点一八 基点一七から二四七度一八分二八秒四九・四八メートルの地点
- 基点一九 基点一八から二四七度一八分二八秒四五・一一メートルの地点
- 基点二〇 基点一九から二四七度一八分二八秒一四・一四四メートルの地点
- 基点二一 基点二〇から二四七度一八分二八秒三五・七九メートルの地点
- 基点二二 基点二一から一六二度〇二分四五秒四・一〇メートルの地点
- 基点二三 基点二二から二四二度〇八分三三秒九・三六メートルの地点
- 基点二四 基点二三から一九一度〇八分二七秒一八・四九メートルの地点
- 基点二五 基点二四から一九一度〇八分二七秒一七・五一メートルの地点
- 基点二六 基点二五から一九一度〇八分二七秒九・三八メートルの地点
- 基点二七 基点二六から一九九度三四分三二秒一〇・二二メートルの地点
- 基点二八 基点二七から七四度〇四分二八秒三五・二八メートルの地点
- 基点二九 基点二八から一六三度五〇分〇九秒六七・〇三メートルの地点
- 基点三〇 基点二九から七五度〇〇分〇二秒二〇・四五メートルの地点
- 基点三一 基点三〇から九三度二五分〇〇秒九〇・〇〇メートルの地点
- 基点三二 基点三一から九三度二五分〇〇秒二八・五七メートルの地点
- 基点三三 基点三二から九三度二五分〇〇秒三〇・〇〇メートルの地点
- 基点三四 基点三三から二二〇度〇〇分〇一秒一〇・〇〇メートルの地点
- 基点三五 基点三四から一八〇度〇〇分〇一秒五〇・〇〇メートルの地点

○宮城県告示第百九十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第一項の規定により、仙台塩釜港（石巻港区）石巻市中島町地区及び石巻市西浜町地区・東松島市大曲地区に係る港湾隣接地域を次のとおり

指定する。また、昭和四十二年宮城県告示第四百八十七号で指定した仙台塩釜港（石巻港区）港湾隣接地域のうち、石巻市門脇字東中浜一番地内その三地区及び石巻市門脇字本草園前字浪除土手地内、昭和四十六年宮城県告示第六百四十三号で指定した仙台塩釜港（石巻港区）港湾隣接地域石巻市西浜町地区・東松島市南浜地区、昭和五十二年宮城県告示第百十八号で指定した仙台塩釜港（石巻港区）石巻市重吉町地内並びに平成二十年宮城県告示第千五百五号で指定した石巻市門脇町地内に係る港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定及び変更年月日
平成二十六年三月二十八日

二 指定及び変更後の区域

- 1 石巻市中島町地区

(一) 地域の表示

基点一から基点一七まで順次結んだ線及び基点一七から水際線に沿って基点一を結んだ線により囲まれた区域

(二) 基点の表示

- 基準点 石巻市潮見町地内の標柱（北緯三八度二四分四五秒、東経一四一度一六分四四秒）
- 基点一 基準点から三三四度〇三分一二秒七三三メートルの地点
- 基点二 基点一から三五三度三〇分五二秒二五五メートルの地点
- 基点三 基点二から二六三度三六分一〇秒一〇メートルの地点
- 基点四 基点三から一七三度三五分二六秒二〇メートルの地点
- 基点五 基点四から二六三度三六分一〇秒六一メートルの地点
- 基点六 基点五から三五四度〇五分二九秒二三四メートルの地点
- 基点七 基点六から三〇八度二八分〇五秒三一メートルの地点
- 基点八 基点七から二六三度三九分一三秒六〇八メートルの地点
- 基点九 基点八から二五八度五三分〇二秒一二メートルの地点
- 基点一〇 基点九から二〇八度四〇分四九秒三二メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から一七三度五七分五五秒一二メートルの地点
- 基点一二 基点一一から二六三度五五分二四秒九メートルの地点
- 基点一三 基点一二から一七三度四一分〇〇秒五〇メートルの地点
- 基点一四 基点一三から八三度四一分〇〇秒二メートルの地点

2 石巻市西浜町・東松島市大曲地区

(一) 地域の表示

基点一と基点二を結んだ線、基点二から水際線に沿って基点三を結んだ線、基点三から基点八まで順次結んだ線及び基点八と基点一を結んだ線により囲まれた区域並びに基点九と基点二〇を結んだ線、基点一〇から水際線に沿って基点一一を結んだ線、基点一一から基点二二まで順次結んだ線及び基点二二と基点九を結んだ線により囲まれた区域

(二) 基点の表示

- 基準点 石巻市門脇町三丁目門脇大型桟橋南端の点(北緯三八度二五分五秒二、東経一四一度一八分三八秒四)
- 基点一 基準点から二六三度〇三分三五秒一四七五・五四メートルの地点
- 基点二 基点一から三四七度二二分二三秒一〇〇・〇メートルの地点
- 基点三 基点四から七一度〇一分三七秒二一・四五メートルの地点
- 基点四 基点五から三一九度四九分二六秒一〇三・九五メートルの地点
- 基点五 基点六から二六三度五六分四九秒二一〇・〇メートルの地点
- 基点六 基点七から三五三度五七分一八秒八・七八メートルの地点
- 基点七 基点八から一九一度二四分二六秒二二・〇メートルの地点
- 基点八 基点一から二六一度一三分〇七秒一三・四五メートルの地点
- 基点九 基準点から二六六度二五分五秒一七八三・二二メートルの地点
- 基点一〇 基点九から六〇度三六分一六秒二〇・三七メートルの地点
- 基点一一 基点二から四二度四二分〇八秒二八・六二メートルの地点
- 基点一二 基点一三から三一二度四二分〇八秒一四・二四メートルの地点
- 基点一三 基点一四から三三三度五五分二〇秒七〇・八八メートルの地点
- 基点一四 基点一五から三四一度五八分四三秒八七・七九メートルの地点
- 基点一五 基点一六から二四度一三分三六秒九七・八八メートルの地点
- 基点一六 基点一七から三七度五三分五七秒四六・七四メートルの地点
- 基点一七 基点一八から一度二七分四二秒一六八・四六メートルの地点
- 基点一八 基点一九から三九度一四分〇二秒一四八・二四メートルの地点
- 基点一九 基点二〇から二二度〇三分〇四秒一九六・五五メートルの地点

3 石巻市門脇字東中浜一番地内その三地区

(一) 地域の表示

基点一から基点一三まで順次結んだ線及び基点一三から水際線に沿って基点一を結んだ線により囲まれた区域

(二) 基点の表示

- 基準点 石巻市雲雀野防波堤基部西側(北緯三八度二四分四〇秒五、東経一四一度一六分二四秒二)
 - 基点一 基準点から一六八度五九分五三秒二五メートルの地点
 - 基点二 基点一から六三度二九分五三秒五二メートルの地点
 - 基点三 基点二から六三度二三分二六秒一四五メートルの地点
 - 基点四 基点三から三五三度五九分四一秒二三一メートルの地点
 - 基点五 基点四から六五度〇〇分〇〇秒二七〇メートルの地点
 - 基点六 基点五から〇度〇〇分〇〇秒一〇メートルの地点
 - 基点七 基点六から八三度二五分〇七秒二二メートルの地点
 - 基点八 基点七から一七三度一七分五五秒八九メートルの地点
 - 基点九 基点八から八三度一八分〇〇秒二〇メートルの地点
 - 基点一〇 基点九から三五三度一八分〇六秒八九メートルの地点
 - 基点一一 基点一〇から八三度三四分五〇秒六六七メートルの地点
 - 基点一二 基点一一から三五三度四六分二二秒一〇メートルの地点
 - 基点一三 基点一二から二六三度四三分二五秒二〇メートルの地点
- 4 石巻市門脇字本草園前字浪除土手地内
- (一) 地域の表示
- 基点一から基点一〇まで順次結んだ線及び基点一〇から水際線に沿って基点一を結んだ線により囲まれた区域
- (二) 基点の表示
- 基準点 石巻市潮見町地内の標柱(北緯三八度二四分四五秒、東経一四一度一六分四四秒)
 - 基点一 基準点から三三四度〇三分一二秒七三三メートルの地点
 - 基点二 基点一から三五三度三〇分五二秒二五メートルの地点

- 基点三 基点二から八三度三六分一〇秒二〇メートルの地点
- 基点四 基点三から三五四度〇八分五五秒四メートルの地点
- 基点五 基点四から八三度四四分四七秒六九メートルの地点
- 基点六 基点五から八三度四四分四七秒四六メートルの地点
- 基点七 基点六から一七三度四三分五七秒三三九メートルの地点
- 基点八 基点七から二六三度〇七分三二秒四六メートルの地点
- 基点九 基点八から一七三度四六分二秒三八メートルの地点
- 基点一〇 基点九から二六三度四三分二五秒二〇メートルの地点

5 石巻市西浜町・東松島市南浜地区

(一) 地域の表示

基準点から基点一八まで順次結んだ線、基点一八から水際線に沿って基点一九を結んだ線、基点一九から基点三一まで順次結んだ線及び基点三一と基準点を結んだ線により囲まれた区域
基点の表示

一四一度一六分一秒三

基準点 石巻市門脇字東中浜一番防波堤基部東側角の点(北緯三八度二四分二四秒五、東経

- 基点一 基準点から二六〇度〇〇分〇〇秒三四・七六メートルの地点
- 基点二 基点一から一九二度五五分〇六秒八五・〇九メートルの地点
- 基点三 基点二から一六七度四三分二四秒一九・〇一メートルの地点
- 基点四 基点三から二七六度四六分四一秒六二・二四メートルの地点
- 基点五 基点四から三四八度一三分二四秒五六・七〇メートルの地点
- 基点六 基点五から三四一度三七分四〇秒二二・九七メートルの地点
- 基点七 基点六から二五九度五九分五五秒一九八・一七メートルの地点
- 基点八 基点七から二五二度〇〇分〇〇秒九三三・九三メートルの地点
- 基点九 基点八から三五三度四二分〇八秒四九・七三メートルの地点
- 基点一〇 基点九から二五一度一六分二一秒二〇・四八メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から一七三度四二分〇八秒四九・四六メートルの地点
- 基点一二 基点一一から二五二度〇〇分〇〇秒六七・七六メートルの地点
- 基点一三 基点一二から二六三度四八分五三秒四九・五七メートルの地点
- 基点一四 基点一三から三五三度三二分二秒四〇・一一メートルの地点
- 基点一五 基点一四から二四八度四七分三七秒二〇・六八メートルの地点
- 基点一六 基点一五から一七三度三二分二秒四九・二九メートルの地点

6 石巻市重吉町地内

(一) 地域の表示

基点一から基点九まで順次結んだ線及び基点九から水際線に沿って基点一を結んだ線により
囲まれた区域
基点の表示

基準点 石巻市潮見町地内の標柱(北緯三八度二四分四五秒、東経一四一度一六分四四秒)

- 基点一 基準点から二八三度一八分三六秒一一六一メートルの地点
- 基点二 基点一から三五三度三八分五一秒二〇メートルの地点
- 基点三 基点二から二六三度三九分二一秒一一五四メートルの地点
- 基点四 基点三から一七三度三九分二一秒一〇メートルの地点
- 基点五 基点四から二六三度三九分〇一秒一一八メートルの地点
- 基点六 基点五から三〇二度〇五分五三秒四八メートルの地点
- 基点七 基点六から三三八度五八分五二秒三四七メートルの地点
- 基点八 基点七から三二五度五〇分三〇秒二三八メートルの地点
- 基点九 基点八から三五三度三五分五八秒一〇六メートルの地点

7 石巻市門脇町地内

(一) 地域の表示

基点一から基点二三まで順次結んだ線、基点二三から水際線に沿って基点一を結んだ線により囲まれた区域

(二) 基点の表示

基準点 石巻市門脇町三丁目門脇大型桟橋南端の点(北緯三八度二五分五秒二、東経一四一度一八分三八秒四)

- 基点一 基準点から七度五十六分一六秒二〇〇メートルの地点
- 基点二 基点一から二七七度二六分一六秒五六メートルの地点
- 基点三 基点二から一八九度五六分一六秒一四〇メートルの地点
- 基点四 基点三から二六五度二六分一六秒一一〇メートルの地点
- 基点五 基点四から一八六度五六分一六秒二〇八メートルの地点
- 基点六 基点五から一四二度五六分一六秒六〇メートルの地点
- 基点七 基点六から一六〇度五六分一六秒八四メートルの地点
- 基点八 基点七から八七度五六分一六秒七〇メートルの地点
- 基点九 基点八から一七八度二六分一六秒一七八メートルの地点
- 基点一〇 基点九から三〇九度〇八分一九秒一一三メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から三〇五度四三分二一秒二八メートルの地点
- 基点一二 基点一一から二八二度四五分一秒三〇メートルの地点
- 基点一三 基点一二から二七一四度四分二秒一五三メートルの地点
- 基点一四 基点一三から二七一四度四分五秒一五三メートルの地点
- 基点一五 基点一四から一度三一分〇三秒一〇メートルの地点
- 基点一六 基点一五から二六五度一〇分一秒六九メートルの地点
- 基点一七 基点一六から二六一度五九分五秒七六メートルの地点
- 基点一八 基点一七から二六五度〇八分五〇秒四二七メートルの地点
- 基点一九 基点一八から二六五度〇一分二九秒四〇〇メートルの地点
- 基点二〇 基点一九から二六四度三二分〇四秒一〇〇メートルの地点
- 基点二一 基点二〇から二六四度三二分〇四秒八メートルの地点
- 基点二二 基点二一から一七三度三一分四四秒五〇五メートルの地点
- 基点二三 基点二二から八三度三一分四四秒一〇メートルの地点

○宮城県告示第二百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとお

り認可した。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大崎市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・十七号李塚新田線

三 事業施行期間

平成二十六年三月二十八日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県大崎市古川江合本町一丁目並びに古川福浦二丁目、三丁目、字新土手外及び字土手外沼

上地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・十号本町宮口下線

三 事業施行期間

平成二十六年三月二十八日から平成三十年三月三十一日まで
四 事業地

1 収用の部分

宮城県気仙沼市本町一丁目、幸町一丁目及び幸町二丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

一 施行者の名称

仙台市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・三百二十二号長町八木山線

三 事業施行期間

「平成二年九月四日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二年九月四日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・十六号宮沢根白石線、三・三・百五十二号八乙女折立線及び三・一・六号鶴ヶ谷中山線

三 事業施行期間

「平成十四年五月十日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成十四年五月十日から平成二十九年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・一・七号郡山折立線

三 事業施行期間

「平成十二年一月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成十二年一月二十八日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

一 施行者の名称

仙台市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・四十九号狐小路尼寺線

三 事業施行期間

「平成十八年三月十日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成十八年三月十日から平成二十六年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・百八十五号大手町下増田線

三 事業施行期間

「平成二十二年二月十六日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十二年二月十六日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

一 施行者の名称

名取市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・五・百九十号植松田高線

三 事業施行期間

「平成二十三年二月十四日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十三年二月十四日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし
2 使用の部分
なし

○宮城県告示第二百九十九号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により、土地区画整理組合の設立について、次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称
利府町新中道土地区画整理組合

二 事業施行期間
平成二十六年三月二十八日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

宮城県利府町加瀬字新河原、同字新町頭、同字新南浦、同字町頭、利府字新谷地脇、同字新油田、同字中道、同字新橋、同字砂押、同字屋田前、同字新屋田前、同字新大谷地、同字柏関及び同字八幡崎前の各一部並びに利府字新中道、同字橋、同字油田、同字沖ノ在家及び同字旧屋敷の全部

四 事務所の所在地
宮城県利府町利府字新橋四十九番地一

五 設立認可の年月日
平成二十六年三月二十日

六 事業年度
毎年四月一日から三月三十一日まで

七 公告の方法
事務所の掲示場に掲示して行う。ただし、法七十七条第四項及び法百三十三条第一項の規定による公告は、その掲示と併せて、官報その他政令で定める定期刊行物に掲載するほか、施行地区内の適当な場所に掲示して行う。

○宮城県告示第三百号
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、市街地再開発組合の設立について、次のとおり認可した。
平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称
立町二丁目五番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
平成二十六年三月二十八日から平成二十七年九月三十日まで

三 施行地区
石巻市立町二丁目十二番一、十三番三、十四番三、十五番十一、二十五番一、二十五番三、二十六番一、二十六番二、二十七番、二十七番二、二十七番三、二十八番二、二十八番三、二十九番二、三十番二、三十番三、三十一番二の一部及び三十一番三

四 事務所の所在地
石巻市立町二丁目五番四号

五 設立認可の年月日
平成二十六年三月二十四日

六 事業年度
毎年四月一日から翌年の三月三十一日まで。ただし、最初の事業年度は、平成二十六年三月二十四日から同年三月三十一日まで

七 公告の方法
組合事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示して行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成二十六年四月二十六日

○宮城県告示第三百一号
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の二第一項の規定により、市街地再開発事業の施行について、次のとおり認可した。
平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 再開発会社の名称
多賀城駅北開発株式会社

二 市街地再開発事業の種類及び名称
仙塩広域都市計画事業多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業

三 事業施行期間
平成二十六年三月二十八日から平成二十八年十月三十日まで

三 施行地区

多賀城市中央二丁目百十八番一の一部、百十八番八の一部、百十八番九の一部、百十八番十二の一部、百二十九番一の一部、百三十番一の一部、百三十番三の一部、百三十一番一の一部、百三十三番一の一部、百三十三番三の一部、百三十三番五の一部、百三十三番七の一部、百三十三番八から十まで、百九十一番一の一部、百九十三番三の一部、百九十三番七の一部、二百十七番一の一部、二百十七番二の一部、二百二十三番三の一部、二百二十三番四、二百二十三番六の一部、二百二十七番一の一部、二百二十七番三の一部、二百二十七番四の一部、二百二十八番一、二百二十九番一、二百二十九番三の一部、二百二十九番四の一部、四百六十番、四百六十二番の一部及び四百六十二番の一部

四 事務所の所在地

多賀城市東田中二丁目四十番三十二千二号

五 施行認可の年月日

平成二十六年三月二十八日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年の三月三十一日まで。ただし、最初の事業年度は、平成二十六年三月二十八日から同年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場のほか、施行者が適当と認める場所に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十六年四月二十八日

○宮城県告示第三百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

一 施行者の名称

川崎町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

「川崎都市計画下水道事業」を「仙南広域都市計画下水道事業」に変更する。

2 名称

川崎町公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十年三月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで」を「昭和五十年三月二十二日から平成三十二年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

一 施行者の名称

大崎市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画下水道事業

2 名称

大崎市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年一月七日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

昭和五十八年宮城県告示第六号、昭和五十八年宮城県告示第千二百八十二号、昭和六十二年宮城県告示第百三十八号、昭和六十三年宮城県告示第千三百三十三号、平成元年宮城県告示第七百六十九号、平成三年宮城県告示第四百四十一号、平成三年宮城県告示第四百六十一号、平成七年宮城県告示第七百二十四号、平成七年宮城県告示第七百三十七号、平成十一年宮城県告示第八百六十六号、平成十一年宮城県告示第八百六十七号、平成十四年宮城県告示第九百二十一号、平成十四年宮城県告示第九百五十一号、平成二十年宮城県告示第三百五十号及び平成二十四年宮城県告示第二

九十八号の事業地に、大崎市鹿島台平渡字巳待田の一部を加える。
 2 使用の部分
 なし

○宮城県告示第三百四号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
 石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道事業

2 名称

石巻市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成九年三月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成九年三月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

平成四年宮城県告示第三百号、平成四年宮城県告示第三百二号、平成六年宮城県告示第千五百十八号、平成十年宮城県告示第四百二号、平成十年宮城県告示第四百五号、平成十五年宮城県告示第二百七十五号、平成二十一年宮城県告示第二百九十三号の事業地のうち、石巻市南浜一丁目の一部を削り、石巻市門脇町一丁目及び門脇町三丁目の各一部を加える。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百五号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
 石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道事業

2 名称

石巻市東部流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成九年三月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成九年三月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

昭和四十八年宮城県告示第千七百七十一号、昭和五十八年宮城県告示第二百四十九号、昭和六十三年宮城県告示第三百三十六号、平成三年宮城県告示第百七十二号、平成四年宮城県告示第五百八十号、平成九年宮城県告示第四百四十五号、平成十一年宮城県告示第三百九十号、平成十四年宮城県告示第五百八十九号の事業地のうち、石巻市流留字七勺の一部を削り、石巻市流留字家の前地、渡波字鳥ノ巣、渡波字中三勺、渡波字四勺、渡波字沖六勺、塩富町二丁目及び幸町の各一部を加える。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百六号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

河北都市計画下水道事業

2 名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市公共下水道

三 事業施行期間

「平成七年八月二十九日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成七年八月二十九日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

東松島市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道事業

2 名称

矢本町公共下水道

三 都市計画事業の事業計画の変更の種類

廃止

○宮城県告示第三百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

東松島市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道事業

2 名称

東松島市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成四年三月十三日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成四年三月十三日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

平成二十五年宮城県告示第四百八十三号の事業地に、東松島市新東名三丁目、新東名四丁目、

大塚字長石、野蒜字北赤崎、字北余景及び字上山ノ坊の一部を加える。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

女川町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道事業

2 名称

女川町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成九年三月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成九年三月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分
変更なし

○宮城県告示第三百十号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、
県の就学支援金の支給に関する事務を次の規約により仙台市に委託した。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市と宮城県との間の就学支援金の支給に関する事務の委託に関する規約

（就学支援金の支給に関する事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、宮
城県は、その行う仙台市が設置する高等学校及び同市が設置する中等教育学校の後期課程に在学す
る生徒に係る就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）
第三条第一項に規定する就学支援金をいう。）の支給に関する事務を同市に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第二条 前条の規定により仙台市に委託する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行につ
いては、同市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（委託事務に要する経費の負担等）

第三条 委託事務に要する経費は、宮城県が負担する。

2 前項の経費の額並びに交付の方法及びその時期は、仙台市と宮城県とが協議して定める。この場
合において、仙台市長は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を宮城県知事に送付するもの
とする。

（補則）

第四条 仙台市長は、委託事務の管理及び執行に関する条例等の制定又は改廃があったときは、直ち
に宮城県知事に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、仙台市と宮城県とが協議して定め
る。

附 則

この規約は、平成二十六年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百十一号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、
県の就学支援金の支給に関する事務を次の規約により石巻市に委託した。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市と宮城県との間の就学支援金の支給に関する事務の委託に関する規約

（就学支援金の支給に関する事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、宮
城県は、その行う石巻市が設置する高等学校に在学する生徒に係る就学支援金（高等学校等就学支
援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第一項に規定する就学支援金をい
う。）の支給に関する事務を同市に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第二条 前条の規定により石巻市に委託する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行につ
いては、同市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（委託事務に要する経費の負担等）

第三条 委託事務に要する経費は、宮城県が負担する。

2 前項の経費の額並びに交付の方法及びその時期は、石巻市と宮城県とが協議して定める。この場
合において、石巻市長は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を宮城県知事に送付するもの
とする。

（補則）

第四条 石巻市長は、委託事務の管理及び執行に関する条例等の制定又は改廃があったときは、直ち
に宮城県知事に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、石巻市と宮城県とが協議して定め
る。

附 則

この規約は、平成二十六年四月一日から施行する。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工
区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 東松島市大曲字筒場六十二番一及び六十四番一
地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

石巻市潮見町二番地の三
株式会社山大

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年三月二十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
本吉郡南三陸町志津川字深田七十一番並びに六十九番一、六十九番二、六十九番三、六十九番四及び七十番の各一部並びに七十番地先の道の一部
南三陸町

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

企業局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年三月二十八日

宮城県公営企業管理者 橋 本 潔

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ポリ塩化アルミニウム(単価契約)

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年三月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ササイエ薬局 栗原市若柳字川北新町十六番地

五 落札金額 三万六千三百円(一トン当たり)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年二月四日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十六年三月二十八日

宮城県教育委員会

一 公の施設の名称

宮城県ライフル射撃場

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県ライフル射撃協会

宮城県利府町加瀬字南野中沢四十番地五十一号

三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

監査委員

○宮城県監査委員告示第十七号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成26年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。
平成26年3月28日

宮城県監査委員 安 部 孝

宮城県監査委員 ゆ き み ゆ き

宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関 監査実施日

○総務部

地方機関

公文書館

仙台南県税事務所(選挙管理委員会仙台南地方支局を含む。) 2月12日

仙台中央県税事務所(選挙管理委員会仙台中央地方支局を含む。) 1月31日

消防学校 1月8日

保健福祉部 2月17日

地方機関

気仙沼保健福祉事務所 1月29日

高等看護学校 1月15日

子ども総合センター	2月6日	地方機関	1月22日
中央児童相談所	2月10日	大河原教育事務所	1月22日
東部児童相談所	2月20日	仙台教育事務所	2月28日
女性相談センター	1月28日	東部教育事務所	2月28日
リハビリテーション支援センター	1月29日	東部教育事務所登米地域事務所	2月3日
精神保健福祉センター	1月30日	教育研修センター	2月6日
○経済商工観光部		特別支援教育センター	2月6日
地方機関		図書館	2月12日
大河原地方振興事務所	1月23日	美術館	2月27日
仙台地方振興事務所	2月4日	多賀城跡調査研究所	2月26日
東部地方振興事務所	1月14日	東北歴史博物館	2月26日
気仙沼地方振興事務所	1月30日	仙台第二高等学校	1月8日
計量検定所	1月23日	古川高等学校	3月3日
仙台高等技術専門学校	2月5日	仙台二華高等学校	2月13日
○農林水産部		仙台二華中学校	2月13日
地方機関		松島高等学校	1月29日
病害虫防除所	2月6日	泉高等学校	2月17日
仙台家畜保健衛生所	1月28日	仙台向山高等学校	1月8日
○土木部		松山高等学校	1月28日
地方機関		仙台西高等学校	1月20日
大河原土木事務所	1月23日	泉館山高等学校	1月23日
仙台土木事務所	2月4日	仙台東高等学校	2月28日
東部土木事務所	1月14日	宮城野高等学校	1月8日
気仙沼土木事務所	1月29日	柴田農林高等学校	1月22日
仙台塩釜港湾事務所	1月28日	鹿島台商業高等学校	3月4日
石巻港湾事務所	2月27日	拓桃支援学校	1月23日
中南部下水道事務所	3月3日	山元支援学校	1月9日
東部下水道事務所	3月4日	金成支援学校	1月15日
仙台地方ダム総合事務所	2月10日	名取支援学校	1月29日
仙台港背後地土地区画整理事務所	2月5日	支援学校岩沼高等学園	3月3日
○教育庁		○警察本部	

警察署

仙台中央警察署	2月6日
仙台南警察署	1月31日
仙台北警察署	2月12日
仙台東警察署	2月5日
泉警察署	2月28日
塩釜警察署	3月3日
登米警察署	1月8日
河北警察署	3月4日
古川警察署	2月10日
遠田警察署	1月30日
築館警察署	1月15日
大河原警察署	3月4日
角田警察署	1月9日
亘理警察署	2月26日

2 監査結果

平成24年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は以下のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 公文書館

旅費において、2年連続して3か月以上の支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

・件数 55件

・金額 44,083円

(2) 仙台南県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切

な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H24年度収入未済額

現年度分 127,891,377円

過年度分 355,131,489円

合 計 483,022,866円

・H23年度収入未済額

現年度分 158,440,736円

過年度分 470,613,683円

合 計 629,054,419円

(3) 仙台中央県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H24年度収入未済額

現年度分 1,061,532,515円

過年度分 2,062,936,253円

合 計 3,124,468,768円

・H23年度収入未済額

現年度分 790,824,425円

過年度分 2,863,253,539円

合 計 3,654,077,964円

(4) 仙台地方振興事務所

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式(特別簡易型)による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの。

・名取市(7・10・11)・岩沼市(11)農地復旧除塩工事

<p>・手樽復旧治山工事</p> <p>(5) 東部地方振興事務所</p> <p>行政財産の使用許可に係る使用料及び返還金（自動車重量税の還付金）において、6か月以上の調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○行政財産の使用許可に係る使用料</p> <p>4月1日に調定すべき建物及び電柱敷地等の使用料について、翌年1月に調定したものの。</p> <p>・件数 4件</p> <p>・調定金額 38,470円</p> <p>○返還金（自動車重量税の還付金）</p> <p>6月に国庫金送付通知書があった自動車重量税の還付金について、翌年3月に調定したものの。</p> <p>・件数 25件</p> <p>・調定金額 112,459円</p> <p>(6) 気仙沼地方振興事務所</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの。</p> <p>・気仙沼漁港外臨港道路高上工事</p> <p>(7) 大河原土木事務所</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの。</p> <p>・金谷外道路災害復旧工事</p> <p>(8) 東部土木事務所</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p>	<p>(内容)</p> <p>工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの。</p> <p>・麓神浜(山)外道路災害復旧工事</p> <p>(9) 中南部下水道事務所</p> <p>行政財産の使用許可に係る使用料において、6か月以上の調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>4月1日に調定すべき電柱敷地使用料について、翌年4月に調定したものの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・調定金額 3,000円</p> <p>(10) 教育研修センター</p> <p>委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>産業廃棄物収集運搬処理業務委託契約について、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、少額による随意契約を締結したものの。</p> <p>・予定価格 1,145,025円</p> <p>・契約額 420,000円</p> <p>(11) 古川高等学校</p> <p>教育財産の使用許可に係る使用料及び光熱水費において、6か月以上の調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・件数 30件</p> <p>・調定金額 339,588円</p> <p>(12) 泉高等学校</p> <p>教育財産の使用許可に係る使用料及び光熱水費において、6か月以上の調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・件数 116件</p> <p>・調定金額 747,629円</p>
--	--

報 告 書 公 報 報 告 書

<p>(13) 仙台南高等学校 貸金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。 (内容) 臨時職員の貸金について、翌月10日の支給予定日を過ぎて支払をしたもの。 ・件数 1件 ・金額 110,781円</p> <p>(14) 仙台中央警察署 遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。 (内容) ・件数 211件 ・過徴収金額 10,240円</p> <p>(15) 仙台南警察署 遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。 (内容) ・件数 546件 ・過徴収金額 21,660円</p> <p>(16) 仙台北警察署 遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。 (内容) ・件数 282件 ・過徴収金額 11,780円</p> <p>(17) 仙台東警察署 遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。 (内容) ・件数 387件 ・過徴収金額 13,020円</p> <p>(18) 泉警察署</p>	<p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。 (内容) ・件数 311件 ・過徴収金額 13,840円</p> <p>(19) 塩釜警察署 遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。 (内容) ・件数 371件 ・過徴収金額 12,740円</p> <p>(20) 登米警察署 遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。 (内容) ・件数 3件 ・過徴収金額 80円</p> <p>(21) 河北警察署 遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。 (内容) ・件数 9件 ・過徴収金額 700円</p> <p>(22) 古川警察署 遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。 (内容) ・件数 203件 ・過徴収金額 8,360円</p> <p>(23) 遠田警察署 遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料</p>
--	---

を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・件数 99件
- ・過徴収金額 4640円

24) 築館警察署

遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・件数 50件
- ・過徴収金額 1440円

25) 大河原警察署

遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・件数 295件
- ・過徴収金額 9,900円

26) 角田警察署

遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・件数 71件
- ・過徴収金額 3,280円

27) 亘理警察署

遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・件数 149件
- ・過徴収金額 4,400円

○宮城県監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。

平成26年3月28日

宮城県監査委員 安 部 孝

宮城県監査委員 ゆ さ み ゆ き

宮城県監査委員 遊 佐 勘 左 衛 門

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等
下記のとおり。

2 監査結果

平成24年度の出納その他の事務の執行について実施しました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。

記

団 体 名	実施年月日	監 査 の 結 果 等
公益財団法人宮城県 環境事業公社	25. 11. 8	1 団体の事業概要 廃棄物の処理及び再生に関する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 50,000,000円（基本財産 150,426,335円） 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
公益財団法人宮城県 文化振興財団	25. 10. 3	1 団体の事業概要 文化活動の一層の活性化を図るため、文化芸術活動の 振興及び支援等を行っているほか、宮城県民会館の指定 管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,155,000,000円（基本財産 1,158,000,000円） 〔公の施設の管理〕 （宮城県民会館管理運営共同企業体の一員） 宮城県民会館（東京エレクトロホール宮城） 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ

<p>公益財団法人慶長遣欧使節船協会</p>	<p>25. 11. 15</p>	<p>き指摘事項はなかった。</p> <p>1 団体の事業概要 地域の振興と青少年の健全育成を図るため、大航海時代の歴史的事績及び船舶・海洋に関する学習・体験の場の提供事業等を行っており、宮城県慶長使節船ミュージアムの指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 500,000,000円 (基本財産 1,000,000,000円) 〔公の施設の管理〕 宮城県慶長使節船ミュージアム (サン・フアン館)</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>25. 11. 6</p>	<p>1 団体の事業概要 妊娠、出産から成人に至る子ども全ての成長過程において、高度で専門的な医療の提供を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,234,086,843円 (資本金 1,234,086,843円) 〔補助金〕 周産期医療再生事業補助金 9,300,000円 周産期母子医療センター運営費補助金 22,684,000円 地域療育支援施設運営事業補助金 8,280,000円 新人看護職員研修事業補助金 592,000円 小児・周産期医療再生事業周産期医療タータ収集職員配置支援事業補助金 3,017,469円 小児・周産期医療再生事業臨床心理技術者配置支援事業補助金 1,417,965円 〔負担金〕 運営費負担金 1,907,507,474円 〔貸付金〕 運営費貸付金 (短期) 250,000,000円 長期貸付金に係る平成24年度末残高 8,554,584,567円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>株式会社仙台港貿易促進センター</p>	<p>25. 10. 1</p>	<p>1 団体の事業概要 貿易促進による地域経済の活性化等のため、仙台港国際ビジネスマネジメントセンターをはじめとする輸入関連基盤施設の管理運営事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 710,000,000円 (資本金 2,187,500,000円)</p> <p>3 監査の結果 期末において次損金が増えられたので、経営改善を図る必要がある。</p>	<p>25. 10. 16</p>	<p>1 団体の事業概要 地域農業の振興を図るため、農地保有合理化、農畜産の基盤整備及び生産支援等に関する事業等を行っており、宮城県岩出山牧場の指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 2,020,600,000円 (基本財産 1,901,000,000円) 〔補助金〕 農地保有合理化促進事業補助金 19,265,000円 長期保有地等売買支援事業補助金 870,000円 畜産基盤再編総合整備事業補助金 7,146,000円 青年農業者育成確保推進事業補助金 31,032,000円 新規就農者支援事業補助金 24,391,000円 〔貸付金〕 公共牧場経営基盤強化対策事業資金貸付金 (短期) 70,000,000円 経営合理化促進資金貸付金 (短期) 50,000,000円 長期貸付金に係る平成24年度末残高 356,232,875円 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成24年度末借入金残高 143,985,580円</p> <p>〔公の施設の管理〕 宮城県岩出山牧場 78,036,000円</p> <p>3 監査の結果 (1) 農地保有合理化関連事業において、未収金縮減に努力しているものの、なお多額の延滞未収金が増えたとのことで、引き続き収納促進に努める必要がある。 (2) 収益の期間対応に不適切なものが認められたので、改善する必要がある。</p>

<p>一般社団法人宮城県 林業公社</p>	<p>25. 10. 8</p>	<p>1 団体の事業概要 県土の保全、森林資源の造成等を図るため、造林及び 育林等に関する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 100,000,000円 (基本財産 101,520,957円) (長期預り金積立資産 178,396,820円) 〔補助金〕 森林環境保全整備事業補助金 59,833,567円 森林整備加速化・林業再生事業補助金 18,085,400円 温暖化防止間伐推進事業補助金 101,478,763円 〔長期借入金〕 長期貸付金に係る平成24年度末残高 12,189,687,000円 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成24年度未借入金残高 4,628,868,136円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。</p>	<p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,372,500,000円 (資本金 3,200,000,000円) 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成24年度末残高 5,020,000,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。</p>
<p>宮城県道路公社</p>	<p>25. 10. 18</p>	<p>1 団体の事業概要 地方的な幹線道路の整備を促進し交通の円滑化を図る ため、道路の新設、改築、維持、修繕の事業等を行っ ている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 17,416,125,000円 (基本金 21,836,000,000円) 〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合県負担金 5,955,539円 〔債務保証〕 債務保証契約に係る平成24年度未借入金残高 11,647,846,805円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 仙台エアカーゴター ミナル株式会社 25. 10. 29</p> <p>1 団体の事業概要 仙台空港における航空貨物取扱施設を設置運営してお り、輸出入貨物等の荷役・保管及び貨物取扱施設の賃貸 等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 395,000,000円 (資本金 1,437,500,000円) 〔補助金〕 仙台エアカーゴターミナル保安施設復旧支援事業補助 金 3,500,000円 中小企業等復旧・復興支援事業補助金 74,239,571円 3 期末において欠損金が認められたので、経営改善を 図る必要がある。</p>
<p>仙台空港ビル株式会 社</p>	<p>25. 10. 10</p>	<p>1 団体の事業概要 仙台空港旅客ターミナルビルを所有し、航空会社及び 事業者に対する貸室業並びに航空旅客に対する役務の提 供を行っている。</p>	<p>一般社団法人宮城県 下水道公社 25. 11. 13</p> <p>1 団体の事業概要 下水道に関する知識の普及啓蒙事業、下水道技術職員 養成事業、下水道施設の有効利用及び調査研究等の事業 を行っている。仙塩流域下水道施設の指定管理業務を 行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 34,200,000円 (基本財産 68,400,000円) 〔公の施設の管理〕 仙塩流域下水道施設 1,138,411,767円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。</p>
<p>宮城県住宅供給公社</p>	<p>25. 10. 31</p>	<p>1 団体の事業概要 住民の生活の安定を図るため、居住環境の良好な集合 住宅及び宅地の供給並びに公営住宅の管理等を行っ</p>	<p>1 団体の事業概要 住民の生活の安定を図るため、居住環境の良好な集合 住宅及び宅地の供給並びに公営住宅の管理等を行っ</p>

		<p>る。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 20,500,000円（資本金 21,850,000円） 〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合県負担金 9,391,632円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成24年度末残高 2,438,605,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、大学、短期大学、高等学校、幼稚園を設置運営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 392,113,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 1,780,000円 私立学校特別支援教育費補助金 1,568,000円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 21,984,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 30,388,000円 私立高等学校等就学支援金特例措置事業補助金 400,950円 〔交付金〕 私立高等学校等就学支援金事務費交付金 476,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>公益財団法人宮城県 体育協会</p>	<p>25. 10. 24</p>	<p>1 団体の事業概要 スポーツの振興及び県民の体力向上等を図るため、体育関係諸団体相互の連携及び競技力向上対策事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 75,000,000円（基本財産 137,060,000円） 〔補助金〕 スポーツ選手強化対策費補助金 133,715,000円 地域スポーツ活動推進費補助金 1,676,143円 東北総合体育大会参加補助金 23,903,722円 国民体育大会参加補助金 54,380,351円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、高等学校、中学校を設置運営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 743,452,000円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 28,433,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 85,160,000円 私立学校施設設備災害復旧支援事業補助金 563,875,000円 私立学校等教育環境整備支援特別事業補助金 306,993,000円 結核定期健康診断補助金 228,288円 私立高等学校等就学支援金特例措置事業補助金 629,442円 〔交付金〕 私立高等学校等就学支援金事務費交付金 1,120,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、高等学校を設置運営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 301,776,000円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 11,070,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 40,192,000円 私立高等学校等就学支援金特例措置事業補助金 178,200円 〔交付金〕 私立高等学校等就学支援金事務費交付金 351,000円 3 監査の結果</p>
<p>学校法人常盤本学園</p>	<p>25. 12. 4</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、高等学校を設置運営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 301,776,000円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 11,070,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 40,192,000円 私立高等学校等就学支援金特例措置事業補助金 178,200円 〔交付金〕 私立高等学校等就学支援金事務費交付金 351,000円 3 監査の結果</p>	<p>学校法人仙台育英学園</p>	<p>25. 12. 10</p>

学校法人宮城明泉学園	25. 12. 17	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、小学校、幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 201,397,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 48,543,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 6,000,000円 私立幼稚園特別支援教育教育費補助金 784,000円 私立学校施設設備災害復旧支援事業補助金 15,797,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>私立学校等教育環境整備支援特別事業補助金 2,541,000円 私立学校施設設備災害復旧支援事業補助金 6,810,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
学校法人東北工業大学	25. 12. 19	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、大学、高等学校を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 348,806,000円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 10,060,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 48,474,000円 私立高等学校等就学支援金特例措置事業補助金 267,300円</p> <p>〔交付金〕 私立高等学校等就学支援金事務費交付金 369,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 62,779,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 13,975,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 4,080,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
学校法人お人形社学園	26. 1. 15	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 50,696,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 6,954,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 3,580,000円</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園、専門学校を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 48,203,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 3,456,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 3,580,000円</p>
学校法人不備寺学園	26. 1. 15	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 65,475,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 18,115,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 3,460,000円 私立幼稚園特別支援教育教育費補助金 392,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園、専門学校を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 48,203,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 3,456,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 3,580,000円</p>
学校法人東北外語学園	26. 1. 17	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園、専門学校を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 48,203,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 3,456,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 3,580,000円</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園、専門学校を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 48,203,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 3,456,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 3,580,000円</p>

<p>私立専修・各種学校授業料等軽減特別事業補助金</p> <p>1,533,000円</p> <p>私立専修学校等復興支援事業補助金</p> <p>1,287,000円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>26. 1. 22</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔補助金〕</p> <p>私立学校運営費補助金 538,833,000円</p> <p>私立学校授業料等軽減特別事業補助金 14,872,000円</p> <p>私立学校教育改革推進特別経費補助金 2,100,000円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>学校法人七郷学園</p>	<p>26. 1. 22</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔補助金〕</p> <p>私立学校運営費補助金 71,061,000円</p> <p>私立学校授業料等軽減特別事業補助金 8,249,000円</p> <p>私立学校教育改革推進特別経費補助金 3,580,000円</p> <p>私立学校等教育環境整備支援特別事業補助金 2,685,000円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>一般社団法人宮城県 私立幼稚園連合会</p> <p>26. 1. 23</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>幼児教育の研究調査、教職員の資質向上、福利厚生及び退職手当資金給付事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔補助金〕</p> <p>私立幼稚園連合会退職手当資金給付事業補助金 69,757,000円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>学校法人小野学園</p>	<p>26. 1. 22</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔補助金〕</p> <p>私立学校運営費補助金 71,061,000円</p> <p>私立学校授業料等軽減特別事業補助金 8,249,000円</p> <p>私立学校教育改革推進特別経費補助金 3,580,000円</p> <p>私立学校等教育環境整備支援特別事業補助金 2,685,000円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>宮城県中小企業団体 中央会</p> <p>26. 1. 24</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>中小企業等組合及び中小企業者の健全な経営のため、共同組織設立等の支援、経営情報の提供、資金の調達及び人材育成等の支援を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔補助金〕</p> <p>中小企業連携組織対策事業補助金 148,049,000円</p> <p>〔貸付金〕</p> <p>中小企業団体中央会組織金融制度資金貸付金 1,500,000,000円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>社団法人宮城県私学 退職金社団</p>	<p>26. 1. 16</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>学校法人が設置する小学校、中学校、高等学校に勤務する教職員等に退職手当資金の給付を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔補助金〕</p> <p>私学退職金社団退職手当資金給付事業補助金 185,938,000円</p> <p>3 監査の結果</p>	<p>宮城県農業能力開発 協会</p> <p>25. 12. 20</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>職業訓練、職業能力検定及びその他職業能力の開発に関する事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔補助金〕</p> <p>職業能力開発協会補助金 43,562,000円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>宮城県農業会議</p>	<p>26. 1. 24</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>農業者の地位向上を図るため、農業生産力の発展及び農業経営の合理化のための各種事業を行っている。</p>	<p>宮城県農業会議</p> <p>26. 1. 24</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>農業者の地位向上を図るため、農業生産力の発展及び農業経営の合理化のための各種事業を行っている。</p>
---	---	-----------------	--	---	-----------------	--	---	----------------------------	--	---	----------------	--	---

	<p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 農業委員会交付金等補助金 6,600,000円 〔負担金〕 農業委員会交付金等負担金 53,331,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>太平洋ビルサービス株式会社</p>	<p>25. 12. 3 1 団体の事業概要 建物の清掃及び管理業務等を行っており、松島公園（駐車場）の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 松島公園（駐車場） 14,086,800円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>石巻環境サービス株式会社 25. 10. 22 1 団体の事業概要 上・下水道施設の維持管理業務等を行っており、北上川下流流域下水道、迫川流域下水道及び北上川下流東部流域下水道の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 北上川下流流域下水道、迫川流域下水道及び北上川下流東部流域下水道施設 1,072,675,303円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>株式会社東北ダイエツ</p>	<p>25. 12. 10 1 団体の事業概要 建物の清掃及び管理業務等を行っており、加瀬沼公園の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 加瀬沼公園 17,670,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>水 i n g株式会社 25. 11. 21 1 団体の事業概要 水処理プラント等の建設や環境衛生施設等の運転・維持管理業務等を行っており、阿武隈川下流流域下水道施設の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 阿武隈川下流流域下水道施設 1,114,785,950円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>東洋緑化株式会社</p>	<p>25. 11. 28 1 団体の事業概要 造園並びにこれに関連する工事等を行っており、宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場以外の施設）の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場以外の施設） 23,900,000円</p>	<p>宮城県ボート協会 25. 11. 19 1 団体の事業概要 県内のボートの普及・発展及び競技力向上を図り、宮城県長沼ボート場の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県長沼ボート場 10,700,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>

(注) 県の財政的援助等の内容の「出資金」は、平成24年度末における出資金総額を示し、「補助金」、「貸付金」及び「公の施設の管理」等は、平成24年度における支出額等を示している。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第38号

宮城県公安委員会において、下記風俗営業者に対する書類を保管しており、請求があればいつでも当該風俗営業者に交付することから、宮城県警察本部生活安全部生活環境課まで出頭の上、受領して下さい。

当該風俗営業者の所在が不明のため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則第10条の規定により、同営業者に対する通知は、この告示をもって代える。

平成26年 3月28日

宮城県公安委員長 猪俣 好正

記

- 1 風俗営業者の氏名又は名称
松本竜次
- 2 営業所の所在地及び名称
宮城県栗原市若柳字北東若柳22番地
雀友クラブ
- 3 保管している書類
営業許可取消通知書
- 4 本件事務を所掌する組織の所在地及び名称
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県警察本部生活安全部生活環境課

雑 報

○宮城県道路公社理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定により、仙台松島道路の料金の額及び徴収期間について、次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県道路公社

理事長 千 葉 三 郎

一 料金の額

1 車種区分に係る料金の額（通行一台一回当たり）

(1) 利府中インターチェンジ（利府町春日）から松島海岸インターチェンジ（利府町赤沼）まで

車種区分	料金の額
軽自動車等	一〇〇円
普通車	一五〇円
中型車	一五〇円
大型車	二一〇円
特 大 車	三六〇円

(2) 利府中インターチェンジ（利府町春日）から松島大郷インターチェンジ（松島町初原）まで

車種区分	料金の額
軽自動車等	二〇〇円
普通車	三〇〇円
中型車	三〇〇円
大型車	四二〇円
特 大 車	七二〇円

(3) 利府中インターチェンジ（利府町春日）から松島北インターチェンジ（松島町根廻）まで

車種区分	料金の額
軽自動車等	三〇〇円
普通車	四〇〇円
中型車	四五〇円
大型車	六三〇円
特 大 車	一、〇三〇円

(4) 利府中インターチェンジ（利府町春日）から鳴瀬奥松島インターチェンジ（東松島市川下）まで

車種区分	料金の額
軽自動車等	五一〇円
普通車	六一〇円
中型車	七二〇円
大型車	九九〇円
特 大 車	一、六五〇円

(5) 松島海岸インターチェンジ（利府町赤沼）から松島大郷インターチェンジ（松島町初原）まで

車種区分	料金の額
軽自動車等	一〇〇円
普通車	一五〇円
中型車	一五〇円
大型車	二二〇円
特 大 車	三六〇円

(6) 松島海岸インターチェンジ（利府町赤沼）から松島北インターチェンジ（松島町根廻）まで

車種区分	料金の額
軽自動車等	二〇〇円
普通車	二五〇円
中型車	三〇〇円
大型車	四二〇円
特 大 車	六七〇円

(7) 松島海岸インターチェンジ(利府町赤沼) から鳴瀬奥松島インターチェンジ(東松島市川下) まで

車種区分	料金の額
軽自動車等	四一〇円
普通車	四六〇円
中型車	五六〇円
大型車	七八〇円
特 大 車	一、二九〇円

(8) 松島大郷インターチェンジ(松島町初原) から松島北インターチェンジ(松島町根廻) まで

車種区分	料金の額
軽自動車等	一〇〇円
普通車	一〇〇円
中型車	一五〇円
大型車	二一〇円
特 大 車	三一〇円

(9) 松島大郷インターチェンジ(松島町初原) から鳴瀬奥松島インターチェンジ(東松島市川下) まで

車種区分	料金の額
軽自動車等	三一〇円
普通車	三一〇円
中型車	四一〇円
大型車	五七〇円
特 大 車	九三〇円

(10) 松島北インターチェンジ(松島町根廻) から鳴瀬奥松島インターチェンジ(東松島市川下) まで

車種区分	料金の額
軽自動車等	二一〇円
普通車	二一〇円
中型車	二六〇円
大型車	三六〇円
特 大 車	六二〇円

(通行一台一回当たり)

2 インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、各経路ごとに算出した料金の額のうち最も低い額とする。

3 回数券の割引率は、二割以下とする。ただし、道路交通の適切な配分等の見地から、大量の通

動者及び通学者の通行に資すると認められる路線バス(道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第四条第一項に規定する許可を受けて同法第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行する自動車という。)については、特別措置として、回数券の割引率を三割とする。

4 障害者割引については、次のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和四十八年九月二十七日厚生省発見第百五十六号厚生事務次官通知)「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下のイ)又はロ)の要件を満たすものとして、宮城県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車

イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携帯して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、宮城県道路公社が別に定めるもの

ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和四十八年九月二十七日発令第七二五号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき宮城県道路公社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)(が手帳を携帯して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。))で、宮城県道路公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステム(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成十一年建設省令第三十八号。以下「省令」という。))第一条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。)を利用して無線通信により料金を通行し、通行料金の納付を行うとする場合は、宮城県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされたETCカード(省令第二条第二項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速

道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（平成二十四年十二月六日適用）第三条第一号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

- (2) 割引率
割引率は、五割以下とする。

注）宮城県道路公社が別に定めるものとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」（平成十五年七月三十日施行）をいう。

- 5 ハイウェイカード（磁気式前払券）の割引率は、一割四分以下とする。
6 自動車の種類については、別表のとおりとする。
7 ETC前納割引については、次のとおりとする。

- (1) ETC割引を適用する自動車

ETCクレジットカード（東日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカードを発行者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともにETC前納割引の適用を受けるための登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行うとする利用者の自動車

- (2) 割引率

前払された料金の割引率は、一割四分以下とする。なお、障害者割引措置の適用を受ける自動車の場合は、障害者割引措置を適用した後の金額に対して、ETC前納割引を適用する。

- 8 ETCマイレージ割引については、次のとおりとする。

- (1) 割引を適用する自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。）（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、ETCマイレージ割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行うとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による料金所の通行を意図していたにもかかわらず、事情により無線通信による通行が不能になった場合には、無線通信による料金所の通行の有無にかかわらず、無線通信による料金所の通行をしたものとみなす。）

- (2) 割引率
イ ポイントの付与

東日本高速道路株式会社が高速国道におけるポイントの付与として別に定めるものと同じとする。

ロ ポイントによる割引

東日本高速道路株式会社がポイントによる割引として別に定めるものと同じとする。
ハ 弾力的なポイントの付与及び割引

イ及びロに定めるほか、社会政策又は営業政策上の観点から償還計画に支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し、又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に国土交通省東北地方整備局長に届け出るものとする。

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してETCマイレージ割引を適用する。

- 9 企画割引については、償還計画に支障のない範囲内で次のとおりとする。

- (1) 割引を適用する自動車

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

- (2) 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

- (3) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

- (4) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(1)から(3)までの詳細について、事前に国土交通省東北地方整備局長に届け出るものとする。

- 二 料金の徴収期間

供用開始の日（昭和五十七年十月二日）から五十七年（換算起算日から四十年）

- 三 実施予定年月日

平成二十六年四月一日から適用する。

別表

車種区分	自動車等の種類
軽自動車等	イ 軽自動車 ロ 小型特殊自動車 ハ 小型二輪自動車
普通車	ニ 小型自動車

	<p>中型車</p>	<p>大型車</p>	<p>特大車</p>
<p>ホ 普通乗用自動車 ヘ けん引自動車等である連結車両</p>	<p>ト 普通貨物自動車（車両総重量八トン未満かつ最大積載量五トン未満で三車軸以下） チ 乗合型自動車（乗車定員十一人以上二十九人以下で車両総重量八トン未満） リ けん引自動車等又は普通車である連結車両</p>	<p>ヌ 普通貨物自動車（車両総重量八トン以上又は最大積載量五トン以上で三車軸以下及び車両総重量二十五トン以下で四車軸） ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等） ヲ けん引自動車等普通車、中型車又は大型車（二車軸）である連結車両</p>	<p>ワ 普通貨物自動車（四車軸以上） カ 連結車両 ク 大型特殊自動車 タ 乗合型自動車（その他）</p>